第一 民法の一部改正

一再婚禁止期間の撤廃

1 第七 百三十三条の 規定 は、 削除するものとすること。 (第七百三十三条関

係

2 第七 百四十六条の 規定は、 削除するものとすること。 (第七百四十六条関係

二 嫡出の推定

1 妻が 2婚姻中 -に懐胎 した子は、 当該婚姻における夫の子と推定するものとすること。 女が婚姻前に懐胎

L た子であって、 婚姻が成立した後に生まれたものも、 同様とするものとすること。 (第七百七十二条

第一項関係)

2 1 0 場合において、 婚姻の成立の日から二百日以内に生まれた子は、 婚姻前に懐胎したものと推 定し

婚 姻 0) 成立 0) 日から二百日を経過 した後又は婚 姻 \mathcal{O} 解消若しくは取 消 しの 日 か ら三百 日以 内に生まれ

た子 は、 婚姻. 中 に (懐胎 L たものと推定するものとすること。 (第七百七十二条第二 項 関 係

3 1 の場合において、 女が子を懐胎した時 から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは

その子は、 その出生の直近の婚姻における夫の子と推定するものとすること。 (第七百七十二条第三

項関係)

4 1 か ら3までの規定により父が定められた子について、 兀 の規定によりその父の嫡出であることが否

認され た場合における3 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適用に ついては、 3 中 「直 近 の婚姻」 とあるの は、 直 . 近 の婚 姻 回

の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。)」とするものとすること。

(第七百七十二条第四項関係)

三 父を定めることを目的とする訴え

重婚 の禁止の規定に違反して婚姻をした女が出産した場合において、二の規定によりその子の父を定め

ることができないときは、 裁判所が、これを定めるものとすること。 (第七百七十三条関係)

四 嫡出の否認

1 <u>ー</u>の 規定により子の父が定められる場合において、 父又は子は、 子が嫡出であることを否認すること

ができるものとすること。(第七百七十四条第一項関係)

2 1 の規定による子の否認権は、 親権を行う母、 親権を行う養親又は未成年後見人が、 子のために行使

することができるものとすること。 (第七百七十四条第二項関係)

3 1 に 規定する場合において、母は、 が子の利益を害することが明らかなときは、 子 が 嫡出であることを否認することができるものとすること。た この限りでないものとすること。

(第七 百七十四 匝 条第三項 関 係 だし、

その

否認:

権

の行使

4 <u>-</u> の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時 から出生の時 までの間 に母と婚姻

していた者であって、子の父以外のもの(以下第一において「前夫」という。)は、子が嫡出であるこ

カン なときは、この限りでないものとすること。 (第七百七十四条第四項関係)

とを否認することができるものとすること。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明ら

5 4 の規定による否認権を行使し、二4の規定により読み替えられた二3の規定により新たに子の父と

定められた者は、 1の規定にか かわらず、 子が自らの嫡出であることを否認することができないものと

(第七百七十四条第五項関係

五. 嫡出 [否認の 訴え

1 次 の一から四までに掲げる否認権は、 それぞれ当該一から四までに定める者に対する嫡出否認の訴え

によって行うものとすること。 (第七百七十五条第一項関係)

- 一 父の否認権子又は親権を行う母
- 二 子の否認権 父
- (三) 母の否認権 父
- 四 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母
- 2 1一又は四に掲げる否認権を親 権を行う母に対し行使しようとする場合において、 親権を行う母がな

いときは、 家庭裁判所は、 特別代理人を選任しなければならないものとすること。 (第七百七十五条第

二項関係)

六 嫡出の承認

父又は母は、 子の出生後において、 その嫡出であることを承認したときは、 それぞれその否認権を失う

ものとすること。(第七百七十六条関係)

七 嫡出否認の訴えの出訴期間

1 次 の一から四までに掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、 それぞれ当該一から四までに定め

る 時 から三年以内 に提起し なけ ればならない ものとすること。 (第七百七十七条関係

- (-)父 0 否 認 権 父が 子 \mathcal{O} 出 生 を 知 0 た 時
- 二 子の否認権 その出生の時
- (三) 母の否認権 子の出生の時
- (四) 前 夫の 否 認 権 前 夫 が 子 \mathcal{O} 出 生 を 知 0 た時
- 2 <u>-</u> \mathcal{O} 規定 により父が定めら れた子につ ١ ر て 四 0) 規定により嫡 出であることが否認されたときは、 次
- (一) から の一から四までに掲げる否認権 (四までに定める時 から一年以内に提起しなければならない \mathcal{O} 行使に係る嫡出 否認の訴 えは、 ものとすること。 1 の 規定に、 かかわらず、 (第七百七十八条関 それぞれ当該

係)

 $\frac{-}{4}$ 規定により読み替えられた二3の規定により新たに子の父と定められ た者の否認権 新たに

子の父と定められた者が当該子に 保る嫡 出 否認 \mathcal{O} 裁 判 が 確定したことを知っ た 時

- (二) 子の否認権 子が(一)の裁判が確定したことを知った時
- 三 母の否認権 母が一の裁判が確定したことを知った時

- (四) 前夫の否認権 前夫が一の裁判が確定したことを知った時
- 3 1 (二に係る部分に限 る。) 又 は 2 (二に係る部分に限 る。 0 が期間 \mathcal{O} 満 了前六箇 月以· 内 \mathcal{O} 間 に親権
- を行う母、 親権を行う養親及び 未成年後見人がな いときは 、 子 は、 母 若 しくは 養親 \mathcal{O} 親 権 停 止 \mathcal{O} 期 間 が
- 満了 親権. 喪失若しくは 親権 停止の審 判 の取消 L \mathcal{O} 審判が、 確定し、 若しくは 親 権 が 回 [復され た た 時、 新

組が成立した時又は未成年後見人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、

嫡

出

否認

- \mathcal{O} 「訴えを提起することができるものとすること。 (第七百七十八条の二第一項関係)

(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い

,期間)

が三

4

子は、その父と継続して同居した期間

たに養子縁

- 年を下回るときは、1 (二に係る部分に限る。)及び2 (三に係る部分に限る。) の規定にかかわらず
- 、二十一歳に達するまでの間、 嫡出否認の訴えを提起することができるものとすること。 ただし、 子 の
- 否認 権 の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、 この限りでないものと
- (第七百七十八条の二第二項関係)
- 5 兀 2の規定は、 4 の場合には、 適用しないものとすること。 (第七百七十八条の二第三項 関 係
- 6 1 (四に係る部分に限る。) 及び2 (四に係る部分に限る。) に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認

 \mathcal{O} 訴 えは、 子が 成年に達した後は、 提起することができない ものとすること。 (第七百七十八条 の二第

四項関係)

八 子の監護に要した費用の償還の制限

兀 \mathcal{O} 規 定に ょ り 嫡 出であ ることが 否認され た場合であっても、 子は、 父であ 0 た者が支出し た子の監護

に 要し た 提費用· を償還する義務を負わ な *(*) ものとすること。 (第七百七十 八条の三 関 係

九 相 続 \mathcal{O} 開始 後に新たに子と推定された者 の価 額の支払 請 17 末権

相 続 \mathcal{O} 開始後、 四の規定により否認権が行使され、二4の規定により読み替えられた二3の規定により

新 たに被相続 人がその父と定められた者が相続人として遺産 の分割を請求しようとする場合にお **,** \ て、 他

 \mathcal{O} 共 同 相 続 人が既にその分割その他 一の処分をしていたときは、 当該相続 人の 遺産分割の請求は、 価 額 \mathcal{O} 4

に よる支 払 \mathcal{O} 請 求により行うものとすること。 (第七百七十八条の 匹 関 係

十 胎児の認知

認 知 さ れ た胎 児 が 出生し、 た場合に おいて、 <u>_</u> 規定によりその子 の父が定められるときは、 胎児 の認知

は、 その効力を生じないものとすること。 (第七 百八十三条第二項関係

十一 認知の無効の訴え

1 次 の一から三までに掲げる者は、 それぞれ当該一から三までに定める時 (胎児 \mathcal{O} 認知がされた場合に

あ Ó ては、 子 の 出生 0 時) から七 年 以内 に限 り、 認知につい て反対 の事 実が、 あることを理 由 とし 認

知 \mathcal{O} 無 効 \mathcal{O} 訴えを提起することができるものとすること。 ただし、三に掲げる者について、 その 認 知 \mathcal{O}

無効 \mathcal{O} 主張 が 子の利益を害することが明らかなときは、この限りでないものとすること。 (第七百八十

六条第一項関係)

(--)子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時

一 認知をした者 認知の時

三 子の母 子の母が認知を知った時

2 子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間 (当該期間が二以上あるときは、そのう

ち最 も長 11 期間) が三年 を下回るときは、 1 (一に係る部分に限る。) の規定に かかわらず、二十一 歳

に達するま で 0) 間、 認知 \mathcal{O} 無効 \mathcal{O} 訴えを提起することができるものとすること。 ただし、子による認知

の無効の 主張 .が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは

この限りでないものとすること。(第七百八十六条第二項関係)

3 2 0 規定は、 2に規定する子の法定代理 人が 1 \mathcal{O} 認 知 \mathcal{O} 無効の訴えを提起する場合には、 適用 しない

ものとすること。(第七百八十六条第三項関係)

4 1 及 び2の規定により 認 知 が無効とされ た場合であっても、 子は、 認知をした者が支出した子の監護

に要し た費用 を償還する義務を負わないものとすること。 (第七百八十六条第四項関係)

十二 子の人格の尊重等

1 親権を行う者は、 第八百二十条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重する

とともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発

達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとすること。 (第八百二十一条関係)

2 第八百二十二条を削り、 第八百二十一条を第八百二十二条とするものとすること。 (第八百二十二条

関係)

第二 児童福祉法の一部改正

児童. 相談所長は、 時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、 監

ず、 護 11 及び教育に関し、 て、 カゝ 児 つ、 童 体 相 罰 談 所長 そ <u>,</u> その児 他 は、 \mathcal{O} 児 児 元童の福: 童 童 \mathcal{O} \mathcal{O} 心 人 身の 格 祉 を尊ら のため必要な措置をとることができるものとすること。 健 全な 重 するとともに、 発達 に有害な影響を及ぼす言 その 年 齢 及び 発 「動を、 達 0 程 L 度に てはならない 配 慮 Ū この場合にお な ŧ け れ のとする ば なら

児童! 福 [祉施] 設 \mathcal{O} 長、 その 住居に、 おい て養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者

(第三十三条の二第二

項

関

係

又 は里親 (以 下 「施設長等」という。)は、 入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見 人の

あ すること。この場合において、 るものについても、 監護及び教育に関し、 その児童 の福祉のため必要な措置をとることができるものと

配 慮しなければならず、 カゝ つ、 体罰その他 施設長等は、 の児童 児童 の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしては の人格を尊重するとともに、 その年齢及び発達の程度に

ならないものとすること。(第四十七条第三項関係)

第三 国籍法の一部改正

認 知され た子 \mathcal{O} 玉 籍 \mathcal{O} 取 得に関する規定は、 認知に ついて反対の事実があるときは、 適用しないものとす

ること。(第三条第三項関係)

第四 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

児 童 \mathcal{O} 親 権を行う者は、 児 童 \mathcal{O} L つけ に際 して、 児童 \overline{O} 人格を尊重するとともに、 その年齢 一及び発 達 の程

度に配り 慮 L なけ れ ばならず、 カゝ つ、 体罰? その 他 \mathcal{O} 児童 \mathcal{O} 心 身の 健全な発達に有害な影響を及ぼ す言動 をし て

はならないものとすること。(第十四条第一項関係)

第五 人事訴訟法の一部改正

一 当事者の死亡による人事訴訟の終了

離婚、 嫡出否認 (父を被告とする場合を除く。)又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡

した場合には、 当該人事訴訟は、 第二十六条第二項の規定にかかわらず、 当然に終了するものとすること。

(第二十七条第二項関係)

一 嫡出否認の訴えの当事者等

1 父が 子の 出 生前に死亡したとき又は第一の七1 (一に係る部分に限る。) 若しくは第一の七2(一に

係る部分に限る。)に定め る期間 内 に嫡 出 否認 の訴えを提起しないで死亡したときは、 その子の ために

相続権を害される者その他父の三親等内の血族は、 父の死亡の 日か ら 一 年以内に限り、 嫡出 否認 の訴え

を提起することができるものとすること。 (第四十一条第一項関! 係

2 提起す 後に 第 母 と婚! る場合に \mathcal{O} 兀 姻 4 に して お 規定する前夫は、 いて、 1 た者 子の (父を除 懐 胎 <u>\</u> 第一の五 \mathcal{O} 時 カン が 5 *(* \ 出 1 生 るときは、 (四に係る部 0 時 まで そ \mathcal{O} 分に限り \mathcal{O} 間 に、 嫡 出 当該 る。 否 認認 前 \mathcal{O} 訴えに 夫との の規定に 婚 併合してそれ 姻 より嫡 \mathcal{O} 解 出 消 否認 又 5 は の訴 \mathcal{O} 取 者 消 を被 えを L \mathcal{O}

3 ればならない 2 の規定により併合して提起された嫡出 ものとすること。 (第四十一条第四項関係) 否認 の訴えの弁論及び裁判は、 それぞれ分離しないでしなけ

告とする嫡

出否認の

訴えを提起しなければ

ならな

いものとすること。

(第四十一条第三項

関

係

三 嫡出否認の判決の通知

裁判所は、 第一の二3の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、 第

 \mathcal{O} 匹 4 に 規定する前夫 **(**訴 訟記録上その氏名及び住所又は居所 が 判明してい るものに限る。) に対し、 当

該判決の内容を通知するものとすること。(第四十二条関係)

四 認知の無効の訴えの当事者等

1 <u>-</u> 及び第四十一 条第二項の規定は、 第 の十一に規定する認知の無効の訴えについて準用するもの

とすること。(第四十三条第一項関係)

2 子が第一の十一1 (一に係る部分に限る。) に定め る期間内に認知 の無効の訴 えを提起しないで死亡

たときは、 子 の)直系卑] 「属又は」 その法定代 理人は、 認知 \mathcal{O} 無効 0 訴えを提起することができるも

この場合にお *(* \ ては、 子の 死亡 0 日から一年以内 にその訴えを提起しなければならない Ł のと

すること。(第四十三条第二項関係)

3 子が第一の十一1(一に係る部分に限る。)に定める期間内に認知の無効の訴えを提起した後に死亡

した場合には、2の規定により認知の無効の訴えを提起することができる者は、 子の死亡の日から六月

以内に訴訟手続を受け継ぐことができるものとすること。この場合においては、 民事訴訟法第百二十四

項後段の規定は、適用しないものとすること。 (第四十三条第三項関係

第六 家事事件手続法の一部改正

一 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件

第百 1十八条 \mathcal{O} 規定は、 嫡出 否認 \mathcal{O} 訴えの特 別代理人の選任 の審判事件における父及び第一の四4に規定

する前夫について準用するものとすること。 (第百五十九条第二項関係)

二 嫡出否認の審判の通

知

確 \mathcal{O} に限 定し 家 庭 る。 裁 たときは 判 所 に は 対 第 第 当該合意に相当する審 \mathcal{O} の二3の規 兀 4 · に 規· 定する前 定により父が 夫 判の 事 定 内 つめら 件 容を通 \mathcal{O} 記 れる子 録上その 知するものとすること。 0 嫡出否認 氏 名及 び に 住所 つい 文は て 0 居 合意に相当する審 (第二百八十三条の二 所が 判 朗 7 判が るも

関係)

三 認知の無効についての調停の申立ての特則

1 起が 者 由とする認 をした後に死亡した場合において、 の三親等内 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立て あ 0 た Ł 知 0 のとみなす \mathcal{O} 無効 <u>́</u>п. |族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実が \mathcal{O} 訴えを提起したときは、 ものとすること。 当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他認知をした (第二百八十三条の三 認知をした者が した調 第一 項 停 関 の申立ての時に、 係 あることを理 その訴えの提

2 死亡した場合において、 子 が 認 知 に つ ۲, て 反 対 子 の \mathcal{O} 事 直 実が 系卑属又はその法定代理人が子 あることを理 由 とする認 知 0 無効に の死亡の つ 日 7 7 か 5 \mathcal{O} 調 年以内 停 \mathcal{O} 申 に 立てをし 認知 に た後に つい て

反対 の事実があることを理由とする認知 の無効の訴えを提起したときは、 子 が した調停の申立て の時に

そ 0 訴 え の提起があったものとみなすものとすること。 (第二百八十三条の三第二項 関 係

第七 生殖 補 助 医 療 0) 提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の 特 例に関 する法 律 \mathcal{O} 部改

正

妻 が、 夫の 同意を得て、 夫以 外の男性の精子 (その精子に由来する胚を含む。) を用 \ \ \ た生殖 補助 医 一療に

より懐胎 した子については、 夫、子又は妻は、 第一の四1及び3の規定にかかわらず、 その子が嫡出である

ことを否認することができないものとすること。 (第十条関係)

第八 その他

その他所要の規定を整備するものとすること。

第九 附則

この法律は、 公 布 の 日 から起算して一年六月を超えない 範囲内において政令で定め る日 から施行するも

のとすること。 ただし、 第一の十二、第二及び第四については、 公 布 \mathcal{O} 日 から施行するものとすること。

(附則第一条関係)